

comotto 子育て応援プログラム会員規約

この「comotto 子育て応援プログラム会員規約」（以下「本規約」といいます。）は、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます。）が、「comotto 子育て応援プログラム」（以下「本プログラム」といいます。）に入会した会員に対し、本特典（第1条第13号に定義するものとします。）を提供する制度を実施するにあたって会員と当社との間に適用されるものです。

（定義）

第1条

本規約で使用する用語の意味は、次の各号に定めるとおりとします。なお、本規約に定めのない用語については、契約約款、「クラウド容量オプション利用規約」、「dフォトプリントサービスご利用規約」、「dキッズご利用規約」、「dヘルスケアご利用規約」、「Leminoご利用規約」又は「dポイントクラブ会員規約」（本規約及びこれらの規約を総称して「本規約等」といいます。）の定めに従うものとします。

（1）会員

当社と本契約を締結し、本プログラムに入会したお客さまをいいます。

（2）親権者等

日本国内に住所を有する者であって、登録対象児童の親権者（当該登録対象児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。）、扶養者又は当社がこれらに準ずる者として別途認めた者をいいます。

（3）対象回線契約

FOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款又は5Gサービス契約約款（本規約においてこれらを総称して「契約約款」といいます。）に基づく回線契約をいいます。

（4）対象回線契約者

当社と対象回線契約を締結している個人のお客さまをいいます。

（5）登録対象児童

生後、満15歳に達した日の属する中学校の学年（学校教育法施行規則第79条に定めるものをいいます。）の終わりまでの者をいいます。

（6）comotto 子育て応援プログラムサイト

当社が提供する、会員が本プログラムにかかる各種情報の閲覧及び本特典の提供の確認等を行うためのサイトをいいます。＜https://www.docomo.ne.jp/service/parenting_support/index.html>

（7）dポイント（期間・用途限定）

当社が別途定める「dポイントクラブ会員規約」に基づく「dポイント（期間・用途限定）」をいいます。

（8）dフォトプリント

当社が別途定める「dフォトプリントご利用規約」に基づき提供する「dフォトプリント」サービスのことをいいます。

（9）クラウド容量オプション

当社が別途定める「クラウド容量オプション利用規約」に基づき提供する「クラウド容量オプション」サービスのことをいいます。

（10）dキッズ

当社が別途定める「dキッズご利用規約」に基づき提供する「dキッズ」サービスのことをいいます。

(11)dヘルスケア

当社が別途定める「dヘルスケアご利用規約」に基づき提供する「dヘルスケア」サービスのことをいいます。

(12)Lemino基本定額プラン

当社が別途定める「Leminoご利用規約」に基づき提供する「基本定額プラン」（サービス名称上は、「Leminoプレミアム」といいます）のことをいいます。

(13)本特典

当社が会員のうち、登録対象児童を登録している方に対して提供する以下の特典をいいます。なお、本特典の内容は、随時変更、見直し等を行う場合があります。

【2023年3月1日以降に本プログラムに入会した会員（以下「新会員」といいます。）】

- ① 毎年、登録対象児童の誕生日の属する月（ただし、登録対象児童の年齢が0歳の場合、又は登録対象児童の誕生日が属する月に本プログラムに入会された場合は、初回に限り入会日の属する月の翌月とします。）におけるdポイント（期間・用途限定）1,000ポイントの進呈。なお、誕生日が属する月に本プログラムに入会された場合、入会日にかかわらず、誕生日を迎えた後の年齢に対するdポイント（期間・用途限定）の進呈となります。
- ② 回線利用料とdフォトプリント利用料の合計額から最大3か月間（本プログラムに入会した日の属する月及びその翌月1日から起算して2か月間をいいます。dキッズを除き以下同じとします。）dフォトプリントの月額利用料額割引
- ③ 回線利用料とクラウド容量オプション利用料の合計額から最大3か月間クラウド容量オプション月額利用料額の割引
- ④ 回線利用料とdキッズ利用料の合計額から最大3か月間（本プログラム入会時点でdキッズ利用契約を契約している場合は、本プログラムに入会した日の属する月及びその翌月1日から起算して2か月間をいいます。本プログラム入会後にdキッズ利用契約を契約する場合は、dキッズ利用契約が成立した日の属する月及びその翌月1日から起算して2か月間をいいます。）dキッズ月額利用料額の割引
- ⑤ 回線利用料とdヘルスケア利用料の合計額から最大3か月間dヘルスケア月額利用料額の割引
- ⑥ 回線利用料とLemino基本定額プラン利用料の合計額から最大3か月間 Lemino基本定額プラン月額利用料額の割引（新会員のうち、2023年10月1日以降に本プログラムに入会した会員に限りです）
- ⑦ その他当社が本プログラム会員を対象として行うキャンペーン等において提供される特典。なお、この特典は、エントリー時又は特典進呈判定時点など当社が定める特定の時点において、本プログラム会員であることを条件とします。

【2023年2月28日以前に本プログラムに入会した会員（以下「既存会員」といいます。）】

- ① 毎年、登録対象児童の誕生日の属する月（ただし、登録対象児童の年齢が0歳の場合、又は登録対象児童の誕生日が属する月に本プログラムに入会された場合は、初回に限り入会日の属する月の翌月とします。）におけるdポイント（期間・用途限定）1,000ポイントの進呈。なお、誕生日が属する月に本プログラムに入会された場合、入会日にかかわらず、誕生日を迎えた後の年齢に対するdポイント（期間・用途限定）の進呈となります。
- ② 回線利用料とdフォトプリント利用料の合計額から最大13か月間（本プログラムに入会した日の属する月及びその翌月1日から起算して12か月間をいいます。）dフォトプリント月額利用料額の割引
- ③ クラウド容量オプションの登録対象児童が満12歳に達した日の属する小学校の学年（学校教育法施行規則第59条に定めるものをいいます。）の終わりを迎えるまでの間の回線利用料とサービス利用料の合計額からサービスの月額利用料額の割引
- ④ 回線利用料とdキッズ利用料の合計額から最大13か月間（本プログラム入会時点でdキッズ利用契約を契約している場合は、本プログラムに入会した日の属する月及びその翌月1日から起算して12か月間をいいます。本プログラム入会後2023年2月28日以前にdキッズ利用契約を契約する場合は、dキッズ利用契約が成立した日の属する月及びその翌月1日から起算して12か月間をいいます。） dキッズ月額利用料額の割引

なお、dキッズ利用契約を2023年3月1日以降に契約する場合には、月額使用料割引期間はdキッズ利用契約が成立した日の属する月及びその翌月1日から起算して2か月間となります。

- ⑤ その他当社が本プログラム会員を対象として行うキャンペーン等において提供される特典。なお、この特典は、エントリー時又は特典進呈判定時点など当社が定める特定の時点において、本プログラム会員であることを条件とします。

(14)dアカウント

当社が別途定める「dアカウント規約」の定めに従い、当社がお客さまに発行するID及びパスワードをいいます。

(15)dポイントクラブ会員

当社が別途定める「dポイントクラブ会員規約」に同意のうえdポイントクラブに入会した方をいいます。

(会員資格等)

第2条

本プログラムには、以下の各号の全てをみたすお客さまに限り入会することができるものとします。ただし、当社が別に認めるときはこの限りではありません。

- (1) 対象回線契約者であること。
- (2) 対象回線契約において、当社が別途comotto 子育て応援プログラムサイト上で定める料金プランを利用していること。
- (3) dポイントクラブ会員であること。
- (4) 登録対象児童の登録を実施すること。
- (5) 登録対象児童の親権者等であること。

(入会の申込等)

第3条

1. 本プログラムに入会を希望する場合、本規約に同意のうえ、当社所定の申込書に必要となる事項を記載して、これを当社指定の営業所（以下「当社営業所」といいます。）に提出することにより、又は本プログラムへの入会手続きができる当社所定のWebサイト上の申込画面（以下「申込画面」といいます。）に必要となる事項を記載して、当該情報を申込画面上で指定する手順に従い当社に送信することにより、本プログラムの入会にかかるお客さまと当社との間の契約（本規約において「本契約」といいます。）のお申込みを行う必要があります。その際、お客さまには申込みの内容に関する事実を確認するための書類をご提示いただきます。
2. 当社は、前項に基づくお客さまからのお申込みを受けた場合、審査の上、当社所定の方法により、本契約のお申込みに対する諾否を通知します。当社が通知を行った時点で、お客さまと当社との間に本契約が成立し、その効力を生じるものとします。なお、次の各号のいずれかに該当する場合、お客さまからのお申し込みを承諾しない場合があります。
 - (1) 第2条に該当しないお客さまによるお申込みである場合
 - (2) 対象回線契約について、利用停止中、利用休止中、電話番号保管中等、当社が別に定める状態にある場合
 - (3) 対象回線契約にかかる料金その他当社に対する債務のお支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある場合
 - (4) 過去又は現在、本規約等のいずれかに違反したことがある又は違反するおそれがある場合
 - (5) 本プログラムへの申込内容又は届出内容に不足若しくは不備があり、若しくは虚偽の内容が含まれる場合、又はそれらのおそれがあると当社が判断した場合
 - (6) その他当社が不適当と判断した場合
3. 会員は、申込内容、届出内容又は当社に提出した書類等の内容等に変更が生じた場合、直ちに当社に届け出るものとします。

(本特典等)

第4条

1. 当社は、会員のうち登録対象児童を登録している方に対し、本特典を提供します。
2. 会員は、一の対象回線契約につき、登録対象児童を10名まで登録することができるものとします。ただし、同一の登録対象児童を複数回線に登録することはできません。
3. 本プログラムは、入会金及び会費は一切不要です。
4. 本特典のうち、第1条第13号に定める新会員に提供する特典①及び既存会員に提供する特典①は、次の各号に該当する場合は提供されません。なお、第1号、第2号、第3号に該当する場合に進呈の対象外となるのは初回の進呈分となります。
 - (1) 【登録対象児童が0歳の場合における本プログラムへの入会時点】又は【登録対象児童が1歳以上かつ当該登録対象児童の誕生月に本プログラムに入会された場合における本プログラムへの入会時点】で新会員又は既存会員が契約中の対象回線契約の料金プランが、当社が別に定める提供条件書「料金プラン（ドコモ mini）」に規定するドコモ mini（以下「ドコモ mini」といいます。）、又は「料金プラン（irumo）」に規定するirumo（以下「irumo」といいます。）である場合
 - (2) 登録対象児童が0歳の時に本プログラムに入会し本条本項第1号に該当する場合に、新会員又は既存会員が本プログラムを退会後、当該登録対象児童が0歳11か月目（1歳の誕生月の前月）までに、当該登録対象児童を「ドコモ mini」又は「irumo」以外の料金プランで契約中の対象回線契約に登録したとき
 - (3) 登録対象児童が1歳以上かつ当該登録対象児童の誕生月に本プログラムに入会し本条本項第1号に該当する場合に、新会員又は既存会員が入会月内に本プログラムを退会後、同月内に当該登録対象児童を「ドコモ mini」又は「irumo」以外の料金プランで契約中の対象回線契約に登録したとき
 - (4) 登録対象児童の誕生月の初日時点で新会員又は既存会員が契約中の対象回線契約の料金プランが「ドコモ mini」又は「irumo」である場合
5. 本特典のうち、第1条第13号に定める新会員に提供する特典②乃至⑥及び既存会員に進呈する特典②乃至④は、本プログラムに当該対象回線契約で過去入会したことがない会員に限り提供します。ただし、第1条第13号に定める新会員に提供する特典④については、本プログラムに当該対象回線契約で過去に入会していた時に、既存会員に提供する特典④又は新会員に提供する特典④の適用を受けていない場合に限り、本プログラムを退会し、再加入した場合においても提供します。
6. 本特典のうち、第1条第13号に定める新会員に提供する特典⑦及び既存会員に進呈する特典⑤は、当社が別途「comotto for Supporters利用規約」（以下「本アプリ規約」といいます。）に基づき提供するアプリである「comotto for Supporters」（以下「本アプリ」といいます。）を、本アプリ規約に定める対応端末にダウンロードし、本アプリ上で対象回線契約に紐づくdアカウントによる認証を行った会員に限り提供します。詳細はcomotto 子育て応援プログラムサイトでご案内します。

(個人情報の取扱い)

第5条

1. 当社は、個人情報の取扱いについて、別途「NTTドコモ プライバシーポリシー」＜<https://www.docomo.ne.jp/utility/privacy/>>において公表します。
2. 本プログラムにてご登録頂いた登録対象児童にかかる情報（名前・性別・生年月日）（以下「登録児童情報」といいます。）については、登録対象児童の18歳の誕生日の翌日以降、速やかに消去します。

(退会)

第6条

1. 会員は、本契約を解約し、本プログラムを退会しようとするとき、当社所定の申込書に必要となる事項を記載して、これを当社営業所に提出することにより、又は申込画面に必要となる事項を記載して、当該情報を申込画面上で指定する手順に従い当社に送信することにより申し出るものとします。また当社が当該退会申出を受領した後は、退会を取り消すことはできないものとします。

(解除等)

第7条

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当するときと判断した場合、何らの通知又は催告をすることなく本契約を直ちに解除し、付与した本特典を取消すとともに当社が被った損害の賠償を請求できるものとします。
 - (1) 対象回線契約について利用停止、利用休止、電話番号保管等、当社が別に定める状態となった場合
 - (2) 対象回線契約にかかる料金その他当社に対する債務のお支払を現に怠り、又は怠るおそれがある場合
 - (3) 過去又は現在、本規約の他、当社が規定する規約等のいずれかに違反したことがある又は違反するおそれがある場合
 - (4) 本プログラムへの申込内容若しくは届出内容に不足若しくは不備があり、若しくは虚偽の内容が含まれる場合、又はそれらのおそれがある場合
 - (5) 本プログラムの利用に際し、第三者へのなりすまし等不正行為があった場合
 - (6) 第3条第3項に定める届出を怠ったとき、第4条第2項ただし書きに違反した場合
 - (7) 前号に定めるほか、本規約等の定めに違反した場合
 - (8) 第2条各号に掲げる条件を満たさなくなった場合
 - (9) 前各号に定めるほか、不正又は不当に本特典の提供を受け、又は受けようとした場合
 - (10) 当社又は第三者の権利又は利益を侵害し、又は侵害するおそれがある場合
 - (11) その他当社が不適当と判断した場合
2. 当社は、登録対象児童から登録児童情報の削除（以下「本件削除」といいます。）の求めを受けた場合には、会員への事前の通知をすることなく、本件削除を行い本契約を解除することがあります。この場合、会員は、本件削除後において本特典の提供を受けることができません。
3. 前二項に基づく本契約の解除により会員が被った損害について、当社は責任を負わないものとします。

(利用停止等)

第8条

1. 当社は、会員が前条各号のいずれかに該当する場合は、当社の選択により、会員資格を喪失させることなく、本プログラムの全部又は一部の利用を停止することができるものとします。この場合にあつて、当社は、利用停止措置の実施有無にかかわらず、当該会員が保有する本特典の全部又は一部を失効させることができるものとします。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、事前に会員に通知又は周知することなく、本プログラムの全部又は一部の提供を中断又は停止することができるものとします。
 - (1) 本プログラムの運用にかかる機器、設備又はシステム等の保守上又は工事上やむを得ない場合
 - (2) 火災・停電等の事故、地震・洪水等の天災、戦争、暴動、労働争議等により、本プログラムの運営ができなくなった場合
 - (3) 本プログラムのシステムの障害等により、本プログラムの運営ができなくなった場合
 - (4) 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共の利益のために緊急を要する場合
 - (5) その他当社が運用上又は技術上、本プログラムの提供の中断又は停止が必要であると判断した場合

(本規約の変更)

第9条

当社は、次に掲げるいずれかの事由に該当するときは、当社が適切と判断する方法で周知することにより、本規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。

- (1) 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。
- (2) 本規約の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

(本特典に関する損害賠償)

第10条

1. 本特典は、当該特典について適用される他の規約があるときは、当該各規約の定めに基づき、その全部又は一部について、追加、削除、変更又は一時停止がなされることがあります。
2. 前項その他本特典に関連して会員が損害を被った場合については、当該特典について適用される規約があるときは、当該各規約の定めに従うものとします。
3. 本特典の内容は、第1項に定めるほか、当社が技術上又は業務上やむを得ないと判断した場合は、あらかじめ会員に対して通知又は周知を行うことにより、追加、削除、変更又は一時停止がなされることがあります。ただし、緊急やむを得ない場合は、事後の通知又は周知をもってこれに代えることができるものとします。
4. 前項の規定により、会員が損害を被った場合であっても、当社は責任を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合は除きます。

(本プログラムに関する損害賠償)

第11条

1. 本プログラムに関して当社が会員に対して損害賠償責任を負う場合、当社が賠償する損害は、通常かつ直接の損害に限るものとし、間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、逸失利益、使用機会の喪失による損害についての責任を負わないものとします。
2. 前項の規定は、当社の故意又は重大な過失による場合は適用しません。
3. 前二項の定めにかかわらず、本特典に関して当社が会員に対して損害賠償責任を負う場合の扱いは、前条の定めに従うものとします。

(権利義務の譲渡の禁止)

第12条

会員は、別途当社が定める場合を除き、本契約に基づき当社に対して有する権利又は当社に対して負担する義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、貸与し、又は担保に供することはできないものとします。

(連絡先窓口)

第13条

本プログラムの内容、その他についての質問や問い合わせ等につきましては、comotto 子育て応援プログラムサイト等に記載する当社の連絡先を窓口とします。

(準拠法及び合意管轄)

第14条

1. 本規約の効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

2. 会員と当社との間で本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は会員の住所地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則（2019年7月18日）

本改正規約は、2019年7月18日から実施します。

附則（2019年8月21日）

本改正規約は、2019年8月21日から実施します。

附則（2020年3月25日）

本改正規約は、2020年3月25日から実施します。

附則（2020年8月6日）

本改正規約は、2020年8月6日から実施します。

附則（2021年3月26日）

本改正規約は、2021年3月26日から実施します。

附則（2023年3月1日）

本改正規約は、2023年3月1日から実施し、これに伴いサービス名称を「ドコモ 子育て応援プログラム」から「comotto 子育て応援プログラム」へ改称いたします。

附則（2023年3月24日）

本改正規約は、2023年3月24日から実施します。

附則（2023年7月1日）

本改正規約は、2023年7月1日から実施します。

附則（2023年10月1日）

本改正規約は、2023年10月1日から実施します。

附則（2024年2月20日）

本改正規約は、2024年2月20日から実施します。

附則（2024年12月25日）

本改正規約は、2024年12月25日から実施します。

附則（2025年6月5日）

本改正規約は、2025年6月5日から実施します。

以上